

KAMEYAMA
かめやま



第 32 号

市議会だより

平成23年2月1日

発行：三重県亀山市議会
編集：市議会だより編集委員会
三重県亀山市本丸町577
☎(0595) 84-5059

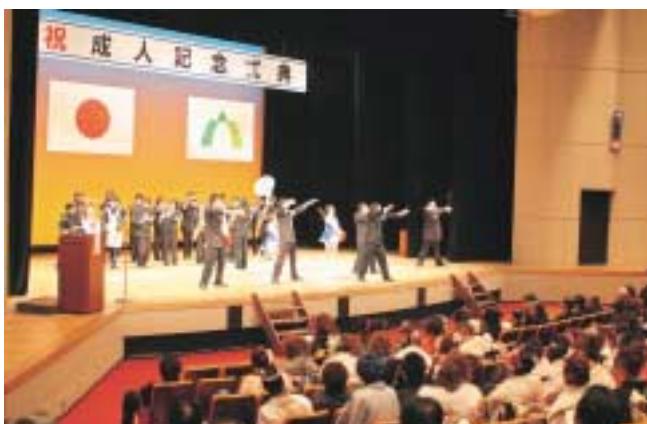
E-mail:gikai-city.kameyama@ztv.ne.jp
URL <http://www.city.kameyama.mie.jp/gikai/>



江戸の道シティマラソン



消防出初式



成人式

議会の主な動き

◆ 1月 ◆

- 11日 会派代表者会議
総務委員会協議会
- 13日 長野県東御市議会視察来庁
(議会基本条例について)
- 20日 全員協議会
総務委員会協議会
教育民生委員会協議会
入札制度調査特別委員会
- 21日 三重県市議会議長会定期総会
- 27日 リニア中央新幹線・JR複線電化推進亀山市民会議中央要望
(27日、28日)

平成22年12月定例会は、11月30日に招集され、17日までの18日間の会期で開催しました。開会日には、市政及び教育行政の現況報告を受けた後、議案16件、報告3件が上程されました。

8日には各議案に対する質疑を、9日、10日には市政に関する一般質問を行い、その後各常任委員会へ議案の審査を付託しました。

17日の最終日には、各常任委員会へ付託していた議案について委員長報告を受けると同時に、議員2名から議案第72号平成22年度亀山市一般会計補正予算（第3号）と議案第73号平成22年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についての修正案が提出されました。修正案については採決の結果否決となり、各議案は原案のとおり可決、了承、議案第71号については否決することに決しました。

その後、議案4件、報告1件が追加提案され、同意、了承しました。

■ ■ ■ ■ ■ 12月定例会議案一覧 ■ ■ ■ ■ ■

◆条例の改正・廃止

議案第64号 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について（可決）

本年8月10日の人事院勧告にかんがみ、国家公務員の平成22年12月期及び平成23年度以降における期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き下げる法改正を受け、市長等の期末手当等について人事院勧告に準じて改正することから、議会の議員の期末手当についても所要の改正を行う。

議案第65号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について（可決）

本年8月10日の人事院勧告にかんがみ、国家公務員の平成22年12月期及び平成23年度以降における期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き下げる法改正を受け、市長及び副市長の期末手当について所要の改正を行う。

議案第66号 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について（可決）

本年8月10日の人事院勧告にかんがみ、国家公務員の平成22年12月期及び平成23年度以降における期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き下げる法改正を受け、教育長の期末手当及び勤勉手当について所要の改正を行う。

議案第67号 亀山市職員給与条例等の一部改正について（可決）

職員の期末手当の引き下げ等、人事院勧告に準じた取扱いとするため、亀山市職員給与条例及び亀山市職員給与条例の一部を改正する条例について所要の改正を行う。

議案第68号 亀山市学童保育所条例の一部改正について（可決）

井田川小学校敷地内に、既存の学童保育所と同規模の学童保育所を新設することから、所要の改正を行う。

議案第69号 亀山市自然公園条例の一部改正について（可決）

亀山里山公園に続く環境再生事業の一環として、平成20年度から整備を進めてきた加太桜ヶ坂地内の市有林約4.2ヘクタールを森林公園として利用できるよう市の自然公園として位置づけ、市民の憩いの場、情操教育の場及び体験学習の場として提供するため、本条例について所要の改正を行う。

議案第70号 亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について（可決）

印鑑登録証を失った場合でも代理人による手続ができることとすることにより、登録者等の負担軽減を図るとともに、印鑑登録の利便性の向上を図るため、本条例について所要の改正を行う。

議案の審議結果（起立採決をとった議案について掲載）

※ ○印は賛成 ×印は反対 なお、議長大井捷夫は採決に加わっておりません。

議席番号	1	2	3
議員名	高島真	新秀隆	尾崎邦洋
議案名			
議案第71号 亀山市子どもの出生祝金及び誕生日祝金条例の廃止について	(否決)	×	×
議案第72号 平成22年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について	(可決)	○	○
議案第73号 平成22年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について	(可決)	×	○
議案第80号 亀山市教育委員会委員の任命について	(可決)	×	×

議案第71号 亀山市子どもの出生祝金及び誕生日祝金条例の廃止について (否決)

平成19年度から子育て支援事業の一環として、第3子以降の児童に対して出生祝金、就学前まで誕生日祝金を支給する祝金制度を運用していたが、平成22年度からは、子育て世帯の経済的支援という点において市の祝金制度と目的を同じくする制度である子ども手当の支給が始まり、今後も継続されることから本条例を廃止する。

◆平成21年度補正予算

- | | | |
|--------|-------------------------------------|------|
| 議案第72号 | 平成22年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について | (可決) |
| 議案第73号 | 平成22年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について | (可決) |
| 議案第74号 | 平成22年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について | (可決) |
| 議案第75号 | 平成22年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について | (可決) |
| 議案第76号 | 平成22年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について | (可決) |
| 議案第77号 | 平成22年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について | (可決) |
| 議案第78号 | 平成22年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）について | (可決) |
| 議案第79号 | 平成22年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）について | (可決) |

◆その他

- 議案第80号 亀山市教育委員会委員の任命について (同意)

亀山市教育委員会委員の伊東靖男氏が平成23年2月21日をもって任期満了となることから、その後任者として、伊藤ふじ子氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

- 議案第81号 亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について (同意)

亀山市固定資産評価審査委員会委員の水谷紀嘉氏が平成23年2月21日をもって任期満了となることから、引き続き同委員として選任したく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

- 議案第82号 亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について (同意)

亀山市固定資産評価審査委員会委員の木崎嘉秋氏が平成23年2月21日をもって任期満了となることから、引き続き同委員として選任したく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

- 議案第83号 亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について (同意)

亀山市固定資産評価審査委員会委員の前田佳吾氏が平成23年2月21日をもって任期満了となることから、その後任者として草川徹氏を選任したく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

◆報告

- 報告第32号 寄附受納について (了承)

芸術文化振興のための絵画の寄附受納の報告

- 報告第33号 寄附受納について (了承)

教育及び文化振興並びに福祉向上のための現金及び備品の寄附受納の報告

- 報告第34号 寄附受納について (了承)

文化振興に役立てるための文化財的価値を有する歴史的建造物の寄附受納の報告

- 報告第35号 寄附受納について (了承)

芸術文化振興のための美術工芸品ブロンズ彫刻の寄付受納の報告

4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	22
中 嶋 孝 彦	豊 田 恵 理	福 沢 美 由 紀	森 木 美 和 子	鈴 木 達 夫	岡 本 公 秀	坊 野 洋 昭	伊 藤 彦 太 郎	前 田 耕 一	中 村 嘉 孝	宮 崎 勝 郎	片 岡 武 男	宮 村 和 典	前 田 和 穏	服 部 孝 規	小 坂 直 親	竹 井 道 男	桜 井 清 蔵
○	○	×	×	○	○	×	×	○	○	×	○	×	×	×	○	×	
○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	
○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	
○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	

議案質疑には12名の議員が質疑を行いました。内容は次のとおりです。 (質疑一覧中、太字の質疑について、質疑の要旨、答弁を掲載しています。)

服部 孝規《日本共産党議員団》

議案第64号

亀山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第65号

亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

1 議員の報酬額や市長、副市長の給料額は市長が「特別職報酬等審議会」に諮問し、それを受けて議会で決めることになっているが、議員と市長、副市長の期末手当はこの審議会に諮問せずに、人事院勧告に準じてとなっている。こうした決め方は妥当なのか

議案第66号

亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について

1 教育長の期末、勤勉手当を人事院勧告に準ずるのなぜか

議案第67号

亀山市職員給与条例等の一部改正について

1 国会では「人事院勧告を超えた削減をめざす」と表明した菅首相の民主党代表選の発言が問題になつたが、そもそも人事院勧告とは何のためにあるのか

2 公務員の給与水準が地域の民間企業や市の関連団体などで働く人達に大きな影響を与えるが、今度の引き下げで市内の働く人達への影響をどう考えてい

るのか

3 「当分の間、55歳を超える職員（行政職給料表（一）6級相当以上の職員）の給料月額を1.5%減額する」とあるが、これにより年間、職員1人あたりどれくらいの収入減になるのか。また、こうしたことでの職員の働く意欲に影響は出ないのか

問

55歳を超える職員といえば市の重要な幹部職員が該当してくるが、そういう職員の給料月額を減額することにより、職員の働く意欲に影響は出ないのか。

答

55歳を超える職員で対象となるのは、管理職33名である。7級の部長級で、1人あたり、月例給の改定分及び期末・勤勉手当の減額分を含め年間約12万円の減額と、さらに、1.5%分の減額分が約12万円となり、合計で年間約24万円の減額となる見込みである。6級の室長についても年間約23万円の減額となるものと見込んでいる。

この給料月額の1.5%の減額により働く意欲が低下をしないのかというような懸念であるが、対象職員33名はすべて部長級、室長級の管理職であり、たとえ減額があっても十分にモチベーションを保ちながら、職務に精励できるものと確信している。

の目的と同じだから廃止するとあるが、その根拠と意義について伺う。

また、さきの10月3日に開催された事業仕分けにおいて不要としての判定結果が出されたが、この事業について、事業仕分けをしてもらわなければ執行部として判断ができなかつたのか、今までこの事業の検証をどのように判断されたのか伺う。

答

平成19年度から市単独事業として、就学前の第3子目以降の児童に、出生祝い金、誕生日祝い金をそれぞれ3万円支給し、児童の健全な育成を助長し明るい家庭づくりを応援することを目的として取り組んできた。

平成22年度から国の施策として子ども手当が創設され、安心して子供を産み育てることができる環境の整備を目的として、次代の社会を担う子供の健やかな育ちを社会全体で支援するもので、子育て支援策、少子化対策においては、本事業と趣旨が重なる事業であるとともに、国における子ども手当が平成23年度以降も継続される見込みから、廃止するものである。

主要事業計画で平成22年度までを位置づけ、本年9月議会において、事業仕分けの評価並びに新年度の予算編成プロセスの中で検討し、判断していくべきだと答弁したところであり、事業仕分けによる判定及び判定理由も踏まえて、最終的に事業廃止と判断した。

小坂 直親《緑風会》

議案第69号

亀山市自然公園条例の一部改正について

- 1 森林公園を自然公園とした根拠について
- 2 開園後の利活用計画の策定について
- 3 投資額と今後の継続管理と経費について

議案第71号

亀山市子どもの出生祝金及び誕生日祝金条例の廃止について

- 1 条例廃止の根拠と意義について
- 2 事業仕分け対象事業とした根拠について

議案第72号

平成22年度亀山市一般会計補正予算(第3号)について

- 1 繰越明許費について
- 2 債務負担行為補正について
- 3 歳入(市税、繰入金、繰越金)について
- 4 歳出(職員手当等)について

問

議案第71号について、この条例は合併後、第1次総合計画の戦略プロジェクトの一つ、子育て支援と定住プロジェクトを具現化した施策として、子供を安心して産み育てられ、未来に夢や希望を持って定住していただける県下に先駆けて亀山市独自の手厚い支援策として近隣市町より高く評価された条例である。国の子ども手当制度

岡本 公秀《新和会》

議案第70号

亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

1 本条例改正の背景となる昨今の状況について

2 代理人による不正の危険性の認識について

3 代理人の資格制度と不正防止の確認手続きについて

4 印鑑登録証の大きさについて

問 印鑑証明は個人の財産管理に非常に重要なウェートを持ち、印鑑証明一つで財産が右から左に動く。他人の印鑑証明の偽造事件もあり、財産の横取りとか、自分の土地が第三者に売却されて、気付かない犯罪もよくあることから、取扱いは非常に慎重にする必要がある。これらは昨今の社会情勢に伴う問題があり、その対応のための改正だと思うが、条例改正の理由となった背景は何か。

委任状を持った代理人を認めることになるが、代理人による犯罪の危険性を、十分念頭に置いているのか伺う。代理人は非常に近い親族、子供ならともかく、ちょっと離れた人の場合は、安全ということを考え、例えば司法書士とか弁護士の方とかを代理人となつてもらつたらどうか。不正防止の確認手続きはどうか。

重要な書類である印鑑登録証はカードサイズでなく、紛失しにくく、字がよく見やすい大きなものにできないか。

竹井 道男《市民クラブ》

議案第72号

平成22年度亀山市一般会計補正予算(第3号)について

1 市民税の補正について

2 第12款諸支出金、第1項基金費への積み立てについて

・臨時財政対策債の縮減の考え方はなかったのかについて

・基金繰入の減額補正の考えはなかったのかについて

3 債務負担行為の補正について

問 今回の補正予算は、財政調整基金に5億935万9,000円と減債基金に3億円の合計8億935万9,000円を積み立て、その財源に市税の増額補正2億7,800万円と昨年度繰越金6億2,800万円の約9億円になる。この増額分なり繰越金が充当されているのではないか。

平成22年度当初予算は、歳入不足が22億円で財政調整基金から12億3,800万円余りを繰り入れ、さらに臨時財政対策債9億6,000万円を起債して、この22億円を埋めている。今回の補正額約8億円が臨時財政対策債の借入額と同額になっている。臨時財政対策債を起債せず、その財源不足分を市民税と繰越金で確保できると考える。臨時財政対策債の減額について、起債をしないことの検討はされなかつたのか。結果的に起債が積み立てになっており無駄な借金でないか。

今回、財政調整基金に約6億円を積み立てる補

答 条例改正の背景となる本人が来庁できない場合、現行では、印鑑登録証をなくされた場合の届け出は、印鑑の登録者本人が届けを行うと定められている。しかし、高齢化や核家族化等の社会変化が進む中、ひとり暮らしの高齢者がさらにふえてくることが想定される。疾病等により病院へ入院や施設へ入所されて、親族が印鑑登録証の保管場所を知り得ることができず、印鑑登録証明書が必要であるなど、登録者本人が窓口に来られない場合がある。市民サービスの観点から、疾病等やむを得ない理由により来庁できない場合の救済措置として、印鑑登録証をなくされた場合にも委任状により代理人による届け出ができるよう改正を行う。

不正への対処は、委任状を本人の自筆による記名、押印し、代理人にも、登録本人の状況や必要性を聞きとるなど慎重かつ厳格に取り扱い、代理人の本人確認は、運転免許証や健康保険証などにより確認を行うとともに登録者本人に照会通知書を簡易書留にて郵送し、再度、登録のための本人自書による記名、押印をした委任状と回答書を持参していただくこととなっている。

代理人の資格制度を行うと本人に負担がかかることから、不正な目的による申請を行つた場合、登録者本人に紹介通知書等により確認することで不正の防止につながると考える。

現在のカードは、磁気カードによるシステム管理を継続しており現行のサイズで運用したい。

正予算、この分を繰り入れの減額補正分として充てると、12億3,800万から6億4,000万程度に繰入額が減ってくる。補正後の予算は220億円になるが、現実に212億円程度に下がってしまう。減債基金分を充てれば、さらに縮む。財政調整基金と臨時財政対策債で22億円不足財源を埋めたままで、この基金を埋めたまま積んで220億という予算の高さは、見せかけの予算でないかと考える。実際の予算規模にするには繰り入れ12億3,800万を減額すべきではなかつたのか。

答 基金への積み立ては、市税の増収、前年度繰越金等の計上により歳入増加が見込まれることから、財政調整基金及び減債基金に積み立てるものである。

当初予算で臨時財政対策債9億6,150万円を認めていただけでおり、今補正で縮減は考慮しなかつた。臨時財政対策債の発行可能額は11億3,000万円で、現在の予算より約1億7,000万円増加し、今後の財政状況等を考慮して増額といった補正是避けた。この臨時財政対策債は、借り入れの償還額100%を後年度に交付税で見ていただける。公債費の増加は財政運営に厳しくなり慎重に判断しながら借り入れていきたい。

本年度は、年末の資金繰りのため財政調整基金より7億円ほど繰り入れを行うことや、歳入歳出に計上するほうが、補正予算上わかりやすく、今回、繰入金を減額せず基金に積み立てをしたものである。

伊藤 彦太郎《ぽぶら》

議案第72号

平成22年度亀山市一般会計補正予算(第3号)について

- 1 保健衛生費 子宮頸がん予防ワクチン接種費用助成事業について
 - ・事業を実施するに至った背景は
 - ・ワクチン接種の効果をどのように認識しているのか
 - ・子宮頸がん予防そのものの啓発についての考え方

問 平成22年度亀山市一般会計補正予算の中で、子宮頸がん予防ワクチン接種事業について、予防そのものの啓発の考え方で、子宮頸がんはどういうものなのか。ワクチンをとにかく打ちましようじゃなく、打つ上ではどういうことか、その辺の情報をきちっと女性全般に対して、男性に対しても訴えていかなければと思うが、啓発はどう

うということを考えているのか尋ねる。

答

子宮頸がん予防ワクチンは、がん予防に有効であるが、それだけでは完全とは言えない。国は、ウイルスに感染する前の年齢に接種を済ますよう対象年齢を定めている。

市では、ワクチン接種のみの考えではなく、例えば、子宮はどのような臓器で、どのような働きをするのか、また、子宮頸がんはどのような原因で発症するのか、その予防にはどうしたらよいかなど市民の方にお伝えしていかなければならないと考えている。

予防の啓発については、広報などで行う以外にも成人式や育児相談などの場を活用し、学校教育の場での教育も重要であると考えており、教育部門と連携して進めていきたい。なお、男性に対しての具体的な啓発の予定は持っていない。

福沢 美由紀《日本共産党議員団》

議案第72号

平成22年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

- 1 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業について
- 2 火葬施設費について
- 3 中山間地域等直接支払事業について

議案第71号

亀山市子どもの出生祝金及び誕生日祝金条例の廃止について

- 1 制度が出来てから、少子化対策としての成果はどうであったか

問 子宮頸がんなどワクチン接種緊急促進事業について、ワクチンの対象者と接種方法、回数について、また、子宮頸がんワクチンは高校1年生が3月を超えた後2年生になるが、この方たちの接種の仕方についてはどうなるのか。いつからどこで受けられ、費用の負担と助成の割合について伺う。

また、支払い方法は償還払いになるのか現物給付になるのか、周知の仕方についても伺う。

火葬施設費の補正の内容、また中山間地域等直接支払事業について、事業内容を伺う。

答 子宮頸がん予防ワクチンの接種対象者は中学生1年生から高校1年生の女子で、接種回数

は、1回目の接種を行い、その後1ヵ月後に2回目、また6ヵ月後に3回目と、合計3回となる。高校1年生の生徒は今年度のみの対象となり、2回目、3回目は対象外となる。

ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンは、ゼロ歳から4歳を対象者とし、標準的な接種パターンは、ゼロ歳のときに3回、1歳に1回追加となる。予防接種の実施医療機関は、医師会と調整する。

費用の負担は、国と市の助成で賄い、個人負担はなく医療機関の窓口で皆さんのが立て替えをしない方法となるよう調整したい。周知は、広報やケーブルテレビのほか、子宮頸がん予防ワクチンは、中学校と連携して、またヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンは、赤ちゃん訪問や育児相談、健診時や保育園を通じての周知も考えている。

火葬施設費の増額補正是、告別式の終了の時間帯により、葬儀場での初七日法要ができない状況から、待合室4室のうち2室を改修し、葬儀場にて告別式を12時以降に終了される方に、火葬後、待合室にて初七日法要が行えるように改修する。

中山間地域等直接支払事業は、後継者不足と農作業条件などが不利な状況にある中山間地域の野登地区、白川地区、旧閑町全域が該当し、耕作放棄地の発生防止や農用地の持つ水源涵養などの機能を確保することを目的として行う国の事業で、集落と協定を締結し、5年以上農作業を継続する地域に交付金を支払う事業である。

森 美和子《公明党》

議案第71号

亀山市子どもの出生祝金及び誕生日祝金条例の廃止について

- 1 この条例が出来た経緯について
- 2 この条例が出来たことによる成果について
- 3 この条例が廃止される時期について

議案第72号

平成22年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

- 1 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業について（子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン）
 - ・開始時期について
 - ・自己負担額について
 - ・市民への周知について

問 補正予算のうち、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業について、事業の実施期間は平成23年度末までと聞くが、24年度以降はどうなるのか、子宮頸がんワクチンの接種機関は産婦人科のみなのか、接種率を高めるとともに単価を抑えるメリットがある集団接種を検討されたのか。ワクチンの供給量の見込みとして、3ワクチンとも大丈夫なのか伺う。

助成の負担割合について、自己負担額は原則無料だが、所得制限に関してはどうか。

また、子宮頸がんの市民への周知については、しっかりと正しい情報を伝えていくことが大事になると思うが教育委員会の見解を伺う。

答 予防接種事業の実施期間は23年度までと国の方で示されている。これら3種類の予防接種は、定期予防接種として位置付けていくよう検討され、24年度以降は、別の議論で進められると伺っている。

子宮頸がんのワクチン接種は、どの医療機関でも接種できるように考えている。供給量の見込みは、潤滑に供給できる予定で、集団接種も効果はあるが、接種を受ける方や保護者が理解して接種に臨んでいただくことが大切である。

個人接種では、医師の診察で健康状態を確認し、説明を受けて、安全に接種することになる。国の流れとしても、個別接種を進めており、市でも個人接種で行う。所得制限は設けない方向とし、全対象者を助成していきたい。

中学校では、保健体育科の心身の発達と心の健康を学習する中で病気の予防で感染症を学習している。しかし、子宮頸がんの学習は行っていないことから、今後は、ワクチン接種助成事業のスタートに合わせ、保護者や生徒に対し周知、指導に努めていきたい。

前田 耕一《市民クラブ》

議案第69号

亀山市自然公園条例の一部改正について

- 1 亀山森林公園について
 - ・自然公園に位置づけた理由と経緯について
 - ・利用規定の内容について
 - ・管理・運用の方法について

報告第32号

寄附受納について

報告第34号

寄附受納について

- 1 寄附を受けた物件（絵画7点）について
- 2 寄附を受けた物件（土地・建物）について

問 亀山市自然公園条例の一部改正で、新たに設けられた亀山森林公園について、自然公園に位置づけた理由と経緯について確認する。この森林公园も、従来の里山公園に位置づけた利用規定がそのまま生かされるのかどうか。今の里山公園の利用時間は8時半から5時と設定され、入り口には扉が設けられ、時間になつたら閉める。この森林公园もこの規定がそのまま適用されていくのか。

また、管理運用の方法について、具体的にどのように管理されるのか、管理人の仕事の内容、管理棟を設けるのか、施設の運用を具体的にどのようにしていくのか伺う。

答 森林は木材生産だけではなく、水源涵養、土砂災害の防止、地球温暖化防止のほか、生物多様性の場、人々の心の安らぎの場の提供など公益的機能を有する資源として注目されている。また、自然公園条例では、豊かな自然に触れ親しみことにより、自然を守っていく意識の醸成を図ると規定をしていることから、この森林公园を亀山里山公園に続く環境再生事業の第2弾として、自然環境教育、体験学習の場として位置付け、整備を行ってきた。

利用時間は、施行規則により8時半から午後5時までとなっている。公園の駐車場、トイレの施設利用は防犯上その時間以外は利用できないが、基本的には日の出から日没までと考えている。

管理人の役割は、公園施設の清掃、草刈り、遊歩道などの修繕や利用者に対して施設の説明を行い、利用については、地元と検討をしているが、動植物の観察、調査、間伐材を利用した木工教室、炭焼き体験及びキノコづくり体験など考えている。

鈴木 達夫《ぽぶら》

議案第72号

平成22年度亀山市一般会計補正予算(第3号)について

1 退職手当について

2 空調機整備事業について

- ・第10款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費の内、空調機整備事業43,671千円の減額について

問 教育費の中の空調機整備事業の減額補正について、東小、川崎小、井田川小、3校の特別支援教室とサマースクールを対象に19基、交通騒音対策として、神辺小の普通教室15室、合わせて34基の空調設備が設置され、工事請負費と監理委託料合わせて、今回、総額8,347万5,000円の事業に対して、4,367万1,000円の差額の補正予算が計上された。執行率が47%、この予算、設計何を基準として積算したのか。

この空調機が学校に入った時期はいつか、市内

の11校すべてのサマー教室と特別支援教室に段階的に設置する事業として、残る7校にいくらでできると試算しているか。また、来年度以降の予定を伺う。

答 空調機整備工事の積算について、主な項目として、空調機器、冷媒配管材、電線材などで、そのうち空調機器の単価は、3業者に見積もりを徴収し、最も安い見積もりに市場単価を踏まえた率を掛け、労務費を加え積算している。国の国庫交付金事業を活用して実施し、積算方法は国の基準を満たしている。

事業の完成は、神辺小が9月末、東小他2校が10月下旬であった。残る7校の事業費の概算が設計ベースで5,000万円ほどと試算する。

今後の予定は、第2次実施計画の3カ年計画で行う小学校空調機整備事業のうち、平成22年、23年度の2カ年分の計画で、残る小学校は、引き続き平成24年度で整備と考えている。来年度は、中部中学校を考えている。

服部 孝規《日本共産党議員団》

議案第73号

平成22年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について

1 歳出で約1億円を一般会計へ繰出金として戻しているが、戻さなければならない根拠はあるのか

議案第72号

平成22年度亀山市一般会計補正予算(第3号)について

1 歳入で個人市民税が減額、法人市民税と固定資産税が増額となっているがその要因は何か

2 歳出の基金費で、財政調整基金に5億円、減債基金に3億円も積み増しする理由は何か

3 歳出のほとんどが基金費と退職手当だが、市民生活向上のための補正是必要なかったのか

問 平成22年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算について、今回の補正は、21年度決算で出た黒字額約1億1,000万円を22年度に繰越金として入れ、過年度分の精算や償還金を差し引き、残った約1億円を繰り出し、一般会計に戻そうという補正である。この21年度決算は、20年度決算と比較すると、国民健康保険税の大幅な値上げで約1億円の収入増があり、また初めて一般会計から1億8,000万円の法定外の繰り入れをしたのが特徴で、さらに、保険給付費の不用額が1億4,000万円も出ているのも特徴である。

21年度決算で出た黒字の1億円を一般会計へ繰

出金として戻すが、戻さなければならない法的な根拠を聞く。果たして1億円を戻して来年予算が組めるのか。21年度から3カ年かけて段階的に国民健康保険税の税率を改正し、21、22年度と値上げをされたが、23年度は値上げをするのか。

一般会計から1億8,000万円入れたのは、被保険者の負担増加を緩和する目的だったが、実際は8,000万円しか使われなかった。それで負担増加の緩和が十分にできたのか。

答 今回は、段階的な税率改正に伴い被保険者の税負担を緩和し、不足となる財源を暫定的に一般会計から繰り入れたもので、国民健康保険の加入者以外の市民の方との負担の公平性の観点からも、一般会計へ戻すことが本来の姿と判断し、この取扱いは法的な根拠がなく、財政状況を考慮した。来年度の予算、税率改正について、22年度の決算見込みを勘案して検討したい。

国民健康保険は、加入者の税、国の給付費等々で賄う制度である。持続可能な制度として今後も運用していくためには、急激な負担を強いることに、負担の大きさを考え、一般会計からの繰り入れを判断したもので、一定の緩和措置につながった。今後この制度を、国としての構造的な課題を抱えており、今後の展開は定かでないが、市としては、加入者の方、市民の方の理解をいただきながら、健全で持続ができる制度として運用していくことが大事であり、単年度の収支の論評だけでは終わらせてはならないと考える。

櫻井 清藏《ぽぶら》

議案第72号

平成22年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

1 第12款諸支出金、第1項基金費、第1目財政調整基金費、(積立金)509,359千円及び、第2目減債基金費（積立金）300,000千円について問う

2 第10款教育費、第2項小学校費について

問 平成22年度亀山市一般会計補正予算について、減債基金3億円と財政調整基金5億935万9,000円を積み立てられるが、減債基金は3億を積むと17億の基金を積むことになる。

亀山市は突出して減債基金を積み立て過ぎている。21年度の決算状況で県下14市の平均をとつてみると、亀山市としては3億2,800万円でいいのではないか。17億の中から3億を引いた14億を財

政調整基金の中へ積み立てておけば、自由に組み替えができるのではないか。

答 今、市の置かれた状況は、単に市税収入が減っていくということではなく、この数年、急激に膨らんだ歳入が急激に減少していく局面の中にあって、自治体としてどのように持続をさせていくのか、注力をさせていただいている。

本年度、公債費負担比率が14.7%になっており、いわゆる財政運営上、警戒ラインと言われる15%を超える期間が、来年度以降続いていくのではないかと懸念をしている。今想定すると3年後、借金の起債の償還のピークを迎えるが、この警戒ライン15%を超える部分を減債基金によって補てんすることを重要視している。そうすることで、市民生活なり必要な事業に回り、財政硬直化の中でも転換できると、26年度ベースで18億6,900万円の必要額に備えていると理解いただきたい。

豊田 恵理《いずれの会派にも属さない》

議案第72号

平成22年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

1 第2款総務費、第1項総務管理費の内、新エネルギー普及支援事業(800万円)について
・どのような事業か、事業費がなぜ増えたのか
・「新エネルギー普及支援」について、亀山市の考え方（目的）について
・実際にこの事業による成果を数値化もしくは把握できるデータはあるのか

2 第12款諸支出金、第1項基金費について

問 平成22年度亀山市一般会計補正予算のうち、新エネルギー普及支援事業とはどのようなものか。また、今回の補正で800万円の増額であるが、なぜ補正で増額されたのか理由を尋ねる。

新エネルギー普及支援事業について、市の考え方、目的を聞きたい。また、この事業による成果を数値化、もしくは把握できるデータが存在するのであれば教えていただきたい。

答 新エネルギー普及支援事業は亀山市太陽光発電設置要綱に基づき、市内の住宅及び事業

所に太陽光発電システムを設置された方に対し補助金を交付する事業で、住宅用の補助金額は出力1キロワット当たり3万円で、上限は10万円。事業用は市内の事業所に出力10キロワット以上の設備を設置した代表者、個人事業主に対し補助金額50万円を交付する。

予算補正是、国の施策として、平成21年11月から、発電余剰電力を従来の2倍で買い取る制度が開始されたことや補助申請件数が大幅に増加したことから、増額を提案した。

市では、平成20年12月に亀山市地球温暖化防止対策推進計画を定め、新エネルギーの導入は、太陽光発電の普及支援が重点実施項目と位置付け、補助制度の実施により、普及促進の効果があがっている。太陽光発電システム設置による1台当たりの二酸化炭素の削減量は、年間で1.34トンと見込んでいる。平成18年度から21年度までの施設設置数から削減量を計算すると、設置台数を累計すると4年間で285台となり、1.34トンを掛けると381.9トンで、二酸化炭素の削減量は382トンになり、杉の木に換算すると約7,000本分の二酸化炭素吸収量となる。



一般質問には16名の議員が質問を行いました。内容は次のとおりです。
(質問一覧中、太字の質問について、質問の要旨、答弁を掲載しています。)

尾崎 邦洋《緑風会》

医療センター再生について

- 1 櫻井市長が市長選挙で公約した医療センター再生の具体的な内容と現状について
- 2 公立病院改革プランについて
- 3 医療センター再生に向けた取り組みについて



問 櫻井市長は、市長任期の4年間で取り組む具体的な7つのカタチの中で、医療センターの再生を最優先と約束されており、どのような形をイメージされているのか、また、医療センターの現在の状況について伺う。

平成21年度に公立病院改革プランを作成しているが、収支計画が22年度、23年度が21年度と全く同じ金額である。一般的に考えれば、1年経過する間に医療収入などの増減も見込まれると考えられるが、どのような理由からこのような収支計画になったのか。

北勢保健医療圏の中で、亀山市立医療センターだけが医師不足の影響を受けているような気がする。医師不足を解消する方法として例えば私立の大学等を誘致して医師を育成するなど将来に向けて考慮してはどうか。

答

現在進める再生の方向としては、市民の暮らしの安心・安全を守る自治体病院としての役割、機能の回復と、医療センターの早急な経営の健全化を図ることの2点である。

現状は、新医師臨床研修医制度などの影響による医師不足から、診療体制を一部制限したことなどにより経営的にも大きく落ち込む状況となっていたが、平成20年11月に決定した医療センターの今後の方向性と、平成21年3月に作成した医療センター改革プランに基づき、地域の医療機関や亀山医師会との連携、役割分担による救急医療の充実、人工透析の充実、入院機能の効率化、経費削減による経営健全化など、関係職員全体で取り組んでいる。

公立病院改革プランについては、改革プランを作成する際に、一般会計からの繰り入れ額2億円以内を目標とした数値を21年度に置き、それを継続するという計画である。

また、医療センターは三重大学の連携によって安定的に医師を確保していくという姿勢には変わりなく、医師の待遇の改善や大学との連携強化などいろいろ調整を行っており、そのような中から医師確保につながっていくと考えている。

中村 嘉孝 《新和会》

平成23年度予算編成について

- 1 平成23年度予算編成方針について
- 2 行財政運営の基本理念について
(最小の経費で最大の効果)
- 3 国の地域主権改革への対応について
- 4 中期財政見通しについて

次世代育成支援対策推進法(少子化対策)について

- 1 前期計画5事業の進捗状況について
- 2 一般及び特定事業主行動計画について

介護保険事業(第4期介護保険事業計画)について

- 1 施設入所希望者の待機状況及び対応について
- 2 施設整備について

問 亀山市においても高齢化が一段と進んでおり、施設へ入所を希望される方が年々ふえているところである。昨今は多様な種類の施設ができているが、特別養護老人ホーム等についての鈴鹿、亀山管内の現在の待機者の状況について伺う。

待機者がたくさんいる中、これから介護保険事業計画を策定していくに当たり、今の状況から施設整備に関してはかなり不十分だと考えるが、今後、どのような方向で進んでいくのか尋ねる。



片岡 武男 《市民クラブ》

地区コミュニティセンターについて

- 1 各小学校区における設置数と、今後の運営や新設への方向性について問う

学童保育所について

- 1 今後の学童保育所の設置基準について問う

川崎小学校改築計画について

- 1 学校改築の進捗状況と計画の方向性には要綱が策定されているのか
 - ・要綱が策定されていて、特色のある学校を目指して建設されるのか
 - ・学校建設については、スタンダードな建物を考えているのか
 - ・小学校敷地内に地域の部屋や学童保育所の設置を提案するが、その考え方について



問 川崎小学校の校舎改築は西小学校や関中学校のように、特色のある学校を目指して要綱が策定されているのか。それとも、地元提案を優先されるのか。また、改築基金積み立てへの進捗状況はどうなっているのか。

地域では、改築に合わせて地域の部屋の要望がある。学童保育所についても現在は鈴鹿農協の建物を借用しているが、永久にあの建物を借用することは不可能である。教育の一環として、子育て支援策や子供の安全対策として、敷地内に地域の

答 待機者は、1人が複数の施設に入所申し込みをされていることから実数ではないが、市内の特別養護老人ホームでは、10月末現在で、3施設で423人、老人保健施設が306人、高齢者グループホーム7施設で22人となっている。

鈴鹿市の状況は、三重県の昨年9月1日現在のデータでは、特別養護老人ホームが7施設で728人となっている。なお、施設の入所を希望される場合は、直接希望される施設へ申し込みをしていただくことになる。

介護保険施設の整備については、鈴鹿亀山地区広域連合が策定する介護保険事業計画に基づき進めており、今後も、この介護保険事業計画に位置づけて、計画的に整備を進めていきたい。

なお、介護保険事業計画は3年ごとに策定することとなっており、今後の高齢者人口の増加に伴い要介護等の認定者の人数もふえてくると予想されるので、待機者の状況や施設の増加による介護保険料への影響も考え、介護保険事業計画策定期には、介護保険施設の整備計画数等について、十分検討をしていきたいと考えている。

部屋や学童保育所が併設された学校改築をするべきと提案するがどう考えるか。

答 川崎小学校の校舎改築については、学校を初め保護者、地域の方々からも切実なご要望をいただいている。前期基本計画において、老朽化した川崎小学校の利便性の向上を図るために、地域や保護者とともに改築について検討を行っているが、厳しい財政状況から現段階では少し時間が必要と考えている。改築の際には、学校、保護者、地域の皆様とどんな学校にしていくのか、十分相談し、まとめていきたい。

学校改築に係るプロセスは、まずは安心・安全を基本に、その時代の要請に応じた学校教育活動への対応、地域との関係などを整理し、そこにつかわるさまざまな方々の思いを形にする作業と考えており、設計や施工、公共調達の方法も、財政状況を初めさまざまな条件の中で、その時点で最適なものを求めていくことになると考えている。

学校は地域をつなぐ重要な拠点施設であり、地域の方々との話し合いをしていくことが非常に大切であり、財政事情もあるが、後期の基本計画の策定の中で十分検討をしていきたい。

なお、基金の造成については今の段階においては考えていない。

伊藤 彦太郎《ぽぶら》



議員定数について

- 1 市長提案で議員定数削減を行う考えはないのか

特別職の報酬等について

- 1 議員報酬削減を行う考えはないのか
- 2 市長、副市長、教育長の給与削減を行う考えはないのか

問 我々議員の報酬月額は39万円であるが、これが妥当かどうか市長の考えを聞きたい。財政が厳しいと言われている中、予算を預かる身として、市長提案として削減する考えはないのか。

また、市長の給与に関しては、本年3月定例会では、しかるべき時期に判断するという答弁であったが、しかるべき時期というのはまだ来ないのか。

昨年11月1日現在での亀山市の類似の人口規模の自治体の調査では、11市中亀山市がトップで、民間に比べてだけではなく、全国の自治体から見ても高い。高いと言われる55歳以上の職員の給与を1.5%削減するという今こそしかるべき時期で

はないのか。

答 亀山市議会の場合、議員報酬については平成17年の合併当時からさまざまな議論を積み上げてこられ現在に至っていると認識をいたしており、これらの経緯・経過を十分に尊重したいと考えている。

議員各位は、議員報酬額にそれぞれの立場からの考え方、是非論があろうかと思うところであります、二元代表制において議会と長の関係は大事にしていきたい。本年6月に制定された議会基本条例に基づいて、議会の中でさまざまな議論を進めていただき、議会の意思によってご決定をいただき、議員提出議案によって改正されることが望ましい姿ではないかと考える。

また市長等の給与については、しかるべき時期にしかるべき判断をさせていただくということを、何度も申し上げてきている。これについては特別職報酬等審議会に諮問いたす必要があろうかと考えており、しかるべき時期にこの開催の依頼をいたしたい。

服部 孝規《日本共産党議員団》



国民健康保険について

- 1 国民健康保険の現状はどうなっているのか
- 2 なぜ、国民健康保険税はこれほど高くなったのか
- 3 国民健康保険制度は社会保障なのか、相互扶助なのか。また、国や都道府県の義務は何か
- 4 民主党政権が進める「国保の広域化」で国民健康保険制度が良くなるのか
- 5 国民健康保険税を引き下げるとともに、保険証の取り上げをやめ、減免制度などの十分な活用と充実を求める

市の事業仕分けについて

- 1 今回の事業仕分けのやり方で妥当な「判定結果」が出たと受け止めているのか
- 2 市長の「判定結果を厳粛に受け止める」という発言について問う
- 3 「不要」と判定されたいくつかの事業について
- 4 事業仕分けより予算編成過程の公開を

問 事業仕分けで、地区コミュニティー管理運営費、農村公園整備事業、再資源化促進事業

は、5人の委員が4つの意見に分かれ、2人の意見が最多数ということでそれが判定結果になった。また不要という結論になった事業の内、全員が不要と言ったのは2事業である。こういうやり方が本当に妥当な判定なのか見解を聞く。

答 事業仕分けの判定は、各班5名による多数決によるもので、委員による判定が同数の場合には、コーディネーターの意見により各班の判定結果を決定することとしている。

事業仕分けは、公開の場において、外部の視点を取り入れながら、市が実施すべき事務事業の範囲等について検証することを目的としており、今回もその目的に沿った判定結果だと考えている。

事業仕分けは、一定のルールをもち判定をしていただいているので、判定結果については尊重すべきだと正在している。判定結果に従って、現在、事業の検証を進めているところで、その中では判定された仕分け委員の意見をもとに検証しているところである。

新 秀隆《公明党》

生きがいを持てる福祉の展開について

1 障がい福祉サービスについて

- ・重度身体障がい児および、家族への支援について

- ・知的障がい児および、家族への支援について

危機管理体制について

1 災害時の公共施設における窓ガラスの飛散防止対策の実態について

- ・学校、幼稚園、保育園等について

- ・公共施設について

- ・危機管理の窓口である危機管理局の今後の考え方について



問 自分自身で歩行が困難な重度障害児の移動に対する亀山市の行政支援が厳しいと聞いたがその状況について伺う。更に入所できる施設の計画と近隣市との支援状況と情報交換について伺う。また、知的障害児及び家族への支援の状況と施設の構想について伺う。

答 重度身体障害児及び家族への支援は、在宅で寝たきりの高齢者及び歩行困難な重度障害

のある方の外出支援及び社会活動の参加を容易にしていただくため、福祉移送サービス事業を市社会福祉協議会へ委託している。また、障害者自立支援法において、通院介助事業や市内には車いす対応のタクシー会社もあり、状況に応じて利用いただきたい。

隣接市との情報交換等の支援体制については、障害者自立支援法の地域生活支援事業として、平成19年度から亀山市、鈴鹿市を1圏域とし、障害者総合支援センターを設置しており、亀山市では総合保健福祉センター内に「あい」という名称で同センターを設置している。

知的障害児及び家族への支援は、子ども支援室に専門官を初め専門知識を有する職員を配置し障害のある子ども、つまずきのある子どもなどの療育相談事業などに取り組んでいる。

施設については、市外の社会福祉法人から、重度の身体障害者や知的障害者を対象としたグループホーム、ケアホームの施設設置に向けての計画が出されており、設置に向けて検討していきたい。

坊野 洋昭《緑風会》

地籍調査について

1 地積調査とは

2 国土交通大臣の要請文について

3 亀山市としての事業の進捗度は

4 新設道路、拡幅道路部分の登記はどうなっているか



県道亀山関線・市道野村布気線について

1 事業仕分けでの判定は

2 事業費の額は。合併特例債は使えるのか

3 工事着手、完成の目途は

4 市道部分の地権者の協力に何か問題があるのか

5 他の道路との取り付け等付帯工事も含めて細部設計はどうなっているか

6 先日の大惨事をふまえて、市長の見解を聞く

問 地籍調査は市民の日常生活にも深く結びつく極めて大切な調査で、この仕組みができるから50年以上経過しているにもかかわらず、その進捗は極めて低い状況である。市としてその目的をどのようにとらえているのか、また市の進捗度はどのくらいか聞く。

道路拡幅の際、寄附を受けた土地を道路として使用し、登記が行われずに現在に至っている土地があるが、未登記の解消にはどのように取り組んでいるのか。道路事業に地籍調査の活用も含めて

やることはできないのか伺う。

答 地籍調査は、境界争いの防止や相続等が生じても土地の所在が明確であること、境界復元を迅速に行うことが可能であるため災害等の復旧事業が円滑に進められること、土地を売買する際に安心して土地取引が可能となり経済活動全体の円滑化、活性化に寄与するなどの効果があると考えられる。まちづくりの基礎となるべき事業であり、これからも計画的に進めていきたい。

市の進捗度は、平成14年度から事業着手し、旧亀山市では御幸地区、旧関町では新所地区を中心に進めてきており、平成22年度までに調査着手をした合計面積は0.68平方キロメートルで進捗率としては0.37%である。人口集中地区、いわゆるD I D地区から見ると、3.81平方キロメートルのうち0.32平方キロメートルが実施済みで、進捗率は8.4%となっている。

道路部分の寄附の未登記件数は、昔からの市道については、未登記になっている箇所が多く、その件数については把握できていないというのが現状である。

今後については、各種公共事業を円滑に進める一つの手法として、戦略的な視点に立った地籍調査の実施も必要と考えている。

中崎 孝彦《新和会》

震災対策について

1 三連動地震（東海、東南海、南海）について

- ・発生時における被害状況の想定について
- ・震災対策についての心がまえ、今後の取り組みについて

2 住宅における耐震化の進捗状況及び耐震化率について

3 輸送路、避難路の確保について

4 橋梁における耐震補強の進捗状況及び今後の取り組みについて

5 ライフライン等における各関係機関との連絡調整及び協議について

6 地震後の消防活動等、協力を求めるべき消防団の充足について

交通安全対策について

1 野村2丁目交差点事故に対する対策について

問 3連動地震は今までの地震のように単独の地震で限られた地域の被災とは違い、救援のスタッフや資材を融通できず絶対量の不足も予想されることなどよりきめ細かな対策が求められる。3連動地震が発生した場合の本市の被害状況の想定と、それを受けた心構え、今後の取り組みについて伺う。



竹井 道男《市民クラブ》

平成23年度予算編成の基本的な考え方について

1 中期財政見通し資料の歳出額について

2 平成23年度の予算編成について

3 マニフェストの施策反映はできるのかについて



事業仕分けについて

1 事業仕分けの目的について

2 対象事業の選定について

3 事業仕分け結果の反映について

4 議会との関係について

5 事業仕分けとともに、施策の見直しも必要ではないのかについて

問 事業仕分けは平成19年度、20年度、22年度の3回実施をされているが、議会へは、行政としての検証結果報告だけであった。判定結果を受けての検証段階において、議会の意見聴取や議会との議論は重要で、それにより事業仕分けの精度は高まると思うが議会との関係についてはどのように考えているのか。

事業仕分けは歳出カットやリストラのツールで

更に阪神大震災の犠牲者の83%は建物の崩壊によるものだったということだが、市内の住宅における耐震化の進捗状況、耐震化率を聞く。

答 当市の被害の想定は、平成18年に三重県が発表した三重県地域防災計画被害想定調査の結果によると震度は6弱で、死者数は最大で約50人、家屋の全壊が揺れによる被害、火災による被害、斜面の崩壊による被害等を含め約2,300棟となっている。

災害対策としては、組織的活動の一元化が特に重要であることから、本年4月には災害対策の総合的な窓口として、従来の危機管理室を危機管理局と格上げをし市の組織的な体制の強化を図った。

また、災害発生時には市民の皆様にも重要な役割を担っていただくこととなり、正しい防災知識の普及と地域の防災活動の担い手の育成はこれまで以上に重要であると認識しており、さらなる自助・共助・公助、この三位一体の地域防災力の向上に努めていきたいと考えている。

木造住宅補強事業については、亀山市耐震化促進計画に基づき、国・県の補助要件に加え、市独自の施策として対象要件の見直しや補助上限額の引き上げを行い、県下でもトップクラスの制度拡充を図っており、その成果として、昨年度末で耐震化率は83%となっている。

はなく、行政サービスの見直しを通じて仕組みの再構築を求めている。事業仕分けの結果の反映は単に一つの事業の見直しでだけではなく、それに関連する事業、施策全体の見直しも必要と考えるがどうか。

答 これまで、事業仕分けについての議会との関係のルールが明確になっていなかった。今回廃止と判定された事業については現在府内で検討しており、できるだけ早く結論を出したいと考えているが、議会との関係のルールについて議会の方とも相談をさせていただいて、情報を共有できる場、議論できる場を設けたいと考えている。

亀山市の場合、政策的なもの、経済的なものなどを含め2,000を超える事務事業がある。政策的なものについては事業の単位でこれを追っかけていくのではなく、施策として、その効果として事業をどのように構築をしていくかという考え方を強く意識している。議員ご指摘いただいた視点も踏まえながら、今後のシステムとして、制度として、さらにバージョンアップをしていくという姿勢で臨んでいきたい。

鈴木 達夫《ぽぶら》

亀山市地域医療再構築プランの推進について

- 1 「亀山市地域医療推進会議」と「地域医療再構築ネットワーク会議」について

2 具体的取り組みについて

- ・国民健康保険の医療費適正化について
- ・地域医療と健康を支える住民組織づくりについて
- ・市民と医療従事者の双方にとって魅力ある病院づくりについて
- ・地方公営企業法の全部適用について

3 厅内体制とプランの推進について



問 亀山市地域医療再構築プランは保健・医療・福祉のネットワークの強化、市立医療センターの経営健全化と救急医療提供体制、健康文化・亀山モデルの創造の3つの戦略から成っている。健康文化・亀山モデルの創造の中で、国民健康保険の医療費適正化が上げられており、その中でレセプトや受診結果の分析やかかりつけ医の啓発、ジェネリック医薬品の普及・活用等の取り組みが、また地域医療と健康を支える住民組織づくりが上げられているが進捗状況を聞く。

次に、市立医療センターの経営健全化と救急医療提供体制の中で、地方公営企業法全部適用の検討が上げられているが状況はどうなっているのか。最後に、亀山市地域医療再構築プランの実践において市長の思いがどれほど進んでいるのか聞く。

福沢 美由紀《日本共産党議員団》

11月28日発生の県道交差点におけるマイクロバスとトレーラーの事故より

- 1 消防署の対応について
- 2 医療センターの対応について
- 3 今回の事故を受けて、今後の課題について



住宅リフォーム助成について

- 1 中小企業を支援する有効な施策として、広がりをみせている「住宅リフォーム助成」だが、他市の実態はどうか
- 2 亀山市の中小企業の実態はどうか
- 3 亀山市として住宅リフォーム助成制度をつくるべきだと思うがどうか

獣害対策について

- 1 電気柵等の補助金制度について
- 2 狩猟免許取得の促進について
- 3 有害駆除に対する報償金について
- 4 他の施策について

問 住宅の増改築やリフォームに係る経費の一部を市が補助する住宅リフォーム助成制度により、市内業者に施行を依頼すれば地元の仕事や需要を起こし、大変な経済効果があるということであるが、他市の状況と、亀山市の中小企業の今

答 プトと特定健診の受診結果の分析に基づく行政全体での検討については、本年度新たに委託業務とし、医療費の現状分析を行い、その結果を踏まえて保健指導への活用や、医療費削減に向けた取り組みに生かしたいと考えている。かかりつけ医やお薬手帳等に関する積極的な啓発については、市広報等による啓発を現在準備中である。

ジェネリック医薬品の普及活用については、保険年金室の窓口にジェネリック医薬品活用カードを置き利用を促進するための啓発を行っており、今後は市広報やホームページでの周知を考えている。

また亀山医師会や歯科医師会、薬剤師会へも国保の財政状況に理解をいただき、ジェネリック医薬品の普及・推進に向け協議をしていきたい。

住民組織づくりについては、市民が主体となって地域医療や健康を支える住民組織を形成していくためには市民一人ひとりの意識を高めることや、組織の中心となるリーダーの存在が不可欠と認識しており、リーダーの養成等の取り組みを検討している。

地方公営企業法全部適用については、メリット、デメリットについても十分検証しながら、現在の当センターを取り巻く環境など、さまざまな角度からさらに検討していきたい。

市長の思いとしては、今までに医療センターのMRI装置の更新やWHOの健康都市連合へ加盟等の一定の進捗はあるが、まだ課題があり全庁挙げた取り組みをより一層の強化に努めていく。

の状況について伺う。

地域の業者に潤っていただいて、それで循環をすることができるような住宅リフォームの補助をぜひひとも考えていただきたいがどうか。

答 住宅リフォーム助成の県内の実態は、国及び県の調査によれば、県内すべての市町において、耐震改修や高齢者、障害者の住宅改修に対する助成が行われており、太陽光発電設備の設置などのエコリフォームに対する助成は、県内の市町の半分程度で行われている。

市内の中小建設業の状況は、住宅の着工戸数についてはやや持ち直し傾向にあるというような把握はしているが、かつての状況に比べると仕事量は減少し、賃金単価も低下していると認識している。

住宅リフォーム助成については、市としては今のところ住宅の耐震改修補助や介護保険制度による支援という形で取り組んでいき、この中で、市内の中小建設業の方々などもたくさんかかわっていただいていると判断をしている。しかし一方では、ご提案いただいた地域の中でお金を循環するという考えは非常に大事であり、今後いろいろな産業がうまく活性するような施策を探っていくたいと考えている。

森 美和子《公明党》

安心のカタチについて

- 1 ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）からの感染の悲劇をなくす対策について
- ・母子感染を防止する対策について
- ・市民への周知及び相談体制について

公のカタチについて

1 亀山市の選挙における投票方法について

問 ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）は、白血病の中でも最も致死率が高い成人T細胞白血病（ATL）や、排尿障害を伴う脊髄疾患（HAM）等を引き起こす。

現在の主な感染経路は、母乳を介して母親から子どもに感染する母子感染と、性交渶による感染であり、そのうち母子感染が6割以上を占めている。このウイルスの特徴は、感染から発症までの潜伏期間が40年から60年と長く、自分自身が感染者だと知らずに子どもを母乳で育て、数年後に自身が発症し、初めて我が子に感染させてしまったことを知らされるケースがある。

この6割を占めると言われる母子感染を防ぐた



めの対策と、妊婦に対する周知と相談体制について伺う。

答

三重県では、妊婦健康診査を県下統一の方
法で14回の公費負担で行っているが、ヒトT
細胞白血病ウイルス1型の感染の検査は、来年1
月から、この妊婦健康診査に追加され、母子感染
予防の観点から、すべての妊婦に抗体検査を実施
するため、検査料を公費負担することとしている。

対象となる妊婦への周知方法は今年度1月1日
から3月31日までは、既に母子健康手帳を交付さ
れ検査がまだ済んでいない方には医療機関を通じ
て検査の受診券の配付を、1月1日以降に母子健
康手帳の交付を受ける方については、その際に検
査の受診券を従来からの母子保健のしおりとあわ
せてお渡しする。また来年度4月1日以降につい
ては、妊婦健康診査受診券の項目の中に組み込ま
れたものを発行することとなっている。

相談体制については、ウイルスに感染している
とわかった場合の対応や指導は、医師及び医療ス
タッフから行われ、妊娠中や出産後は、気になるこ
と、不安なことが多い時期であることからそのケア
にも十分留意をして努めていきたいと考えている。

小坂 直親《緑風会》

平成23年度予算編成について



- 1 施政方針と予算編成の考え方について
- 2 財政改革の取り組みについて
- 3 中期財政見通しについて
- 4 事業仕分けと市民サービスについて

問 平成23年度予算は財政改革の方針(案)の最
初の予算編成である。目的達成のために自治
体経営費を大きく転換するとあるが、行政改革の
目的達成のための具体的な政策、行政経営に転換
する取り組みについて伺う。

次に今後の財政運営の基礎となる中期財政見通
しが平成22年から平成26年まで示されているが、
22年度12月補正予算を踏まえても、初年度から財
政見通しに大きく変化を生じている、現状認識と
要因について伺う。

今後は社会経済情勢や国の制度等の動向におい
て修正もあると思うが、もう少し精度の高い現実
味のある見通しをたてられないか。

答 9月にお示した財政改革の基本方針(案)
では、歳出構造の刷新として4項目を、歳入

改革の推進として6項目について取り組むものと
しており、平成23年度予算編成に向けては、過去
の決算額をもとに予算目標額を示し、創意と工夫
により最少の経費で最大の効果を上げるために1
事業1工夫、一部基金を取り崩し具体的な事業へ
の充当等の編成作業を行っている。まずはすべて
の職員が危機意識を持ち、行財政改革をみずから
の問題として認識することが重要であると考えて
いる。

中期財政見通しは、世界的な経済不況の多大な
影響から、平成21年度をピークに税収の減少が見
込まれ、持続可能な安定的な財政運営の維持が重
要であることから、今後の財政運営の基礎資料と
して作成したもので、今年度においては市税収入
や繰越金による基金積み立ての増加により歳入環
境の改善の兆しが見え、中期財政見通しにも変化
が見られる。

市税収入や社会経済状況の変化及び国の制度等
の動向によっても財政見通しに変化が生じること
から、第1次亀山市総合計画後期基本計画の策定
に合わせ、現在の中期財政見通しについても見直
し、より精度の高い現実味のあるものとしていき
たい。

櫻井 清藏《ぱくら》



事業仕分けについて

- 1 事業仕分けの議事録(審議経過)について問う

A E Dの設置について

- 1 以前質問をしたが、その後の検討結果について知りたい

市民要望について

- 1 自治会、各種団体の要望の22年度の達成状況を知りたい

狭隘道路について

- 1 市民まちづくり基金10億円の活用により市民生活道路を充実する考えはないのか

地上デジタル対応について

- 1 関の観音山にあるテレビの中継施設はアナログ対応であるが、地上デジタル対応にする考えは

問 関の観音山に、テレビの中継所があり、アナログ対応であるが、改修していただけるのか。

ケーブルテレビに加入すると毎月使用料1,050円が必要となる。1,050円が払えない関地区の人

の対応はどうするのか。

答

関町テレビ放送所については、旧関町が平成4年に約9,300万円の費用をかけて建設し、放送事業者6社との間で基本協定を結び、施設の無償譲渡を行い、施設事業者6社が共同で管理運営を行っているところである。

関町テレビ中継放送所をデジタル化、改修することについて放送事業者に確認したところ、当該地域がデジタル波を受信できる状態にあるため、施設の改修をすることも、今後維持することも考えておらず、現在の施設については廃止・撤去を予定していると聞いている。また市としての改修の考え方も持っていない。

ケーブルテレビへの加入については、市はケーブルテレビ加入時の初期費用に対する補助を行い、毎月の使用料については、受益者負担の原則に基づいた対応として、当然受益者である視聴者の皆様にご負担をいただくものと考えている。

豊田 恵理《いづれの会派にも属さない》



ふるさと納税について

- 1 亀山市のふるさと納税への取組みについて

- 2 三重県のふるさと納税の取組み状況について

3 今後のふるさと納税の取組みについて

- ・亀山市として市をアピールする方法を考えいくべきと思うが、市はどのように考えているか

亀山市の障がい福祉について

- 1 障がい福祉サービスについて

- 2 車いすレクダンス全国大会について

亀山市の救急医療体制について

- 1 事故の搬送状況について

- 2 今後の課題について

問 ふるさと納税は、住民税の一部を、かつて住んでいたり、子供時代を過ごしたりした現在居住している自治体以外に納める制度である。

他の自治体では納税者に地元の特産品等を贈呈するなど地元の資源・魅力をうまくPR、工夫しながらふるさと意識を高め寄附を集めている。またホームページでも、特産品情報、地元イベント情報、寄附に対する感謝の気持ちなど、実にさま

ざまな心配りが見られる。

亀山市における今後のふるさと納税の取り組みについて、亀山市をアピールする方法を考えいくべきだと思うがどのように考えているのか。

答

この制度の目的からも、納税者が亀山市を応援したい気持ちやふるさとへの愛着を持っていただけるよう、まちの魅力を高めることが重要であると考えており、亀山市をより身近に感じていただけるよう、亀山市の豊かな自然や歴史、各地域に継承された伝統文化などを今後もPRを行っていきたいと考えている。市のホームページの構成内容についても十分検討していきたい。

自分のまちを誇りに思ったり愛着を持つ、その内部の力と外からの評価がつながったときに、相乗効果でまちが輝いたり、住民の暮らしはまさに輝くのではないかと考えている。

どのようにメッセージとして心へ伝えていくのかさらに工夫をして、市民の皆さんへの情報共有とか、愛着や誇りをつくり上げるような、地域の資源を磨いていくような取り組みはしっかりと進め、対外的な情報発信に向けて、あるいはシティープロモーションに向けて努力をしていきたい。

高島 真《いずれの会派にも属さない》

市長のマニフェストについて

- 1 櫻井市長が、就任されて約2年経過し、選挙前に公約されたマニフェストの項目に対して、それぞれの進捗状況を伺う



リニア中央新幹線龜山駅について

- 1 現在までの積立金額は
- 2 今後の方針と新年度の積立予算額
- 3 積立金の根拠と割合（パーセンテージ）

タクシー券について

- 1 75歳以上の方は、申請すれば、年間1万円（1回の利用につき2千円）のタクシー券が交付されるが、対象人数と申請者数、利用率を聞きたい
- 2 タクシーを利用できない寝たきりの方や、自分で車を運転できる方は、タクシー券の必要性が無いと思うがどの様な目的でこの制度が出来たか聞きたい
- 3 この制度の存在自体が解らない方もみえるのではないか。どうして全員の方に配布せず申請制度を導入したのか聞きたい
- 4 タクシー券に限定せず、別の形（例えば、亀山市限定地域振興券）で75歳以上の方全員に配布すれば、使い道もそれぞれ個々に違うため市や地域の活性化に繋がるのでは。今後この様なタクシーチケットだけに限定せずこの様な提案も検討して頂きたい

問 タクシー券に限定せず、タクシーにも使える、介護用品にも使える振興券のようなもののほうが自由に使え、地域の活性化にもつながるのではないか。

答 タクシー券の助成制度は、合併前の旧亀山市で開始をしていた事業と、旧関町で行っていたひとり暮らし高齢者と重度心身障害者に対するタクシー料金助成事業を合併を機に一本化し、平成19年度から現在のタクシー料金助成事業として実施をしている。

昨年度、2,000名の対象者の皆様を初め民生・児童委員の皆様のご意見もいただいたアンケート調査等々を実施させていただき不公平感を消除して、本年4月から75歳以上のすべての希望される皆様を対象に実施をする制度にした。

事業自体の目的は、高齢者の移動手段を確保する事業として計画をいたしてきたものである。地域活性化対策ということについては、研究をしていく必要があると考えているが、事業の目的自体は違うということをご理解をいただきたい。

高齢者の皆様のためには、この事業だけではなくて、総合的な高齢者福祉対策をいかに組み合わせながら展開をしていくかということが大事であると考えている。

